

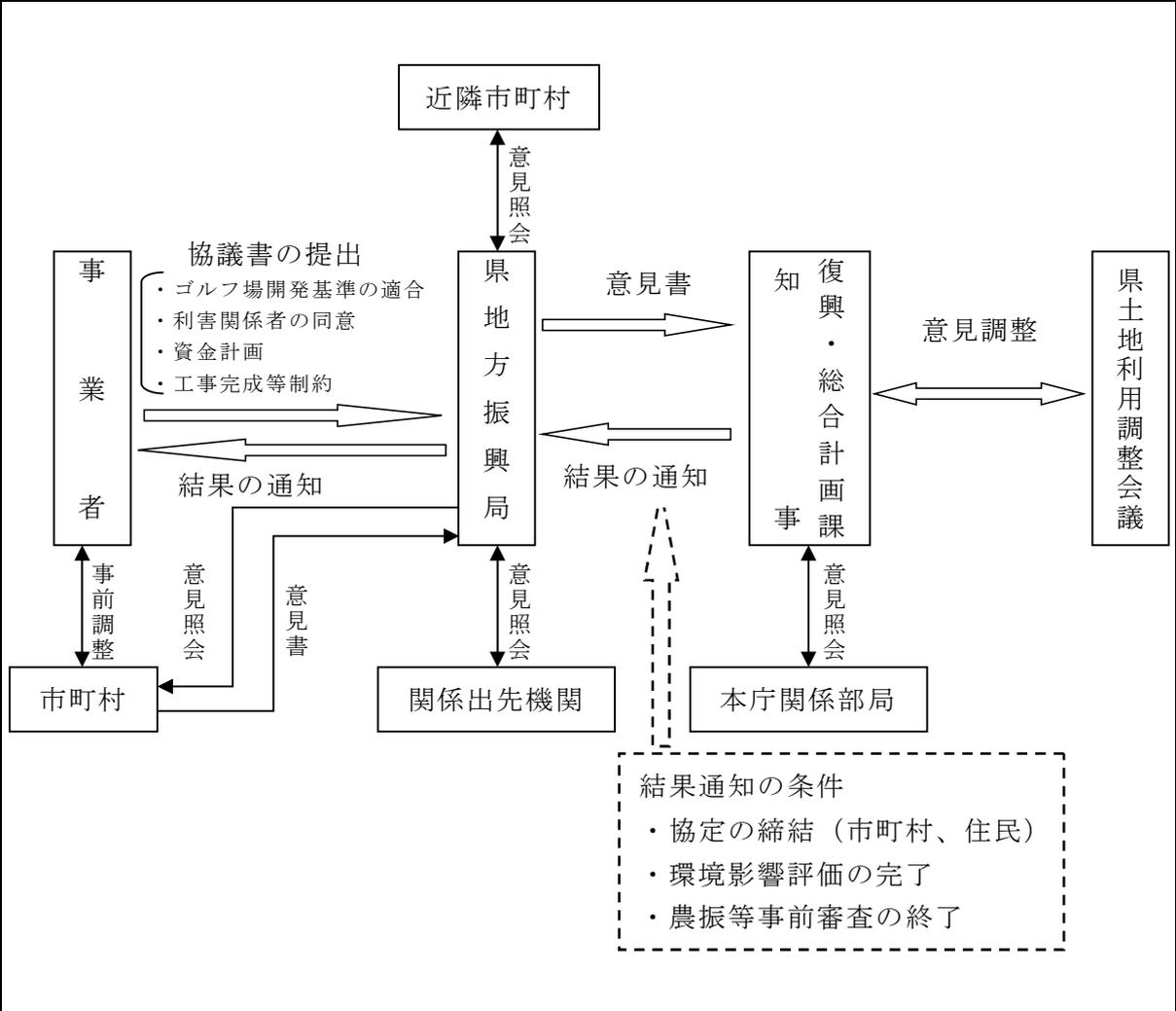
### 3 福島県ゴルフ場開発指導要綱

[ゴルフ場開発の事前指導]

要綱の趣旨	ゴルフ場開発に関する法令の許認可等の申請、届出及び土地売買等の契約の前に、知事に対する事前協議を行うことにより、適正なゴルフ場の開発を誘導し、合理的な土地利用、自然環境の保全、災害の防止を図る。
事前協議が必要な行為	<p>ゴルフ場開発事業を行おうとする場合</p> <p>※ ゴルフ場開発事業とは？</p> <p>ホール数が9以上のゴルフ場の用に供する目的で行う一団の土地の区画又は形質の変更に関する事業で、増設を含む。(増設により9ホール以上となる時、9ホール未満の増設であっても、既設部分が9ホール以上の時は対象となる。)</p>
許可(容認)権者	知事
事前協議書の受理要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゴルフ場開発区域の面積が既設、造成中、計画中のゴルフ場面積との合計で市町村面積の3パーセント以内であること。</li> <li>2 市町村の国土利用計画に位置付け、かつ他の土地利用に関する計画(土地利用基本計画等)との調整が図られるものであること。</li> <li>3 地域住民の意向に合致し、市町村長が積極的に推進すること。</li> <li>4 周辺住民の生活環境に支障を及ぼさないこと。</li> <li>5 自然環境の改変が最小限であること。</li> <li>6 がけ崩れ、その他の災害の防止措置がとられること。</li> <li>7 飲料水、農業用水等の確保に影響がないこと。</li> <li>8 公共事業等に支障を及ぼさないこと。</li> <li>9 事業者の資力・信用度、関係権利者の同意の動向、許認可の見込みなどを総合的に判断して、事業実施の確実性があること。</li> <li>10 原則として、農振農用地や保安林、自然公園などを含まないこと。</li> <li>11 地権者(人数・面積で90%以上)、水利権者・漁業権者等市町村長が指定する利害関係者の開発同意があること。</li> <li>12 自己資金、融資、立替工事等により資金計画(会員からの拠出金を含まず)が確保されること。</li> <li>13 事業者、工事施行業者が連帯して、工事完成・災害防止に責任を負う誓約書を提出すること。</li> </ol>
事前協議の許可(容認)基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境影響評価の完了(公告)</li> <li>2 市町村長又は関係住民と事業施行・完成後の管理運営等についての協定の締結。</li> <li>3 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域が含まれるときは、農用地区域から除外する変更計画の認可</li> <li>4 農地法の農地が4ha超含まれるときは、農地転用に関する東北農政局長の内示</li> </ol>

担 当 機 関	本 庁 企画調整部 復興・総合計画課
	出 先 地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

手続フローチャート



※ 事前協議の結果の通知後に土地売買等の契約の締結

備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者はあらかじめ市町村長に説明を行った後、関係権利者への説明会等により地域における合意形成を図り、市町村長の同意を得て事業を進めなければならない。</li> <li>結果の通知（容認）後2年以内に工事に着手しない時には、容認は無効となる。</li> <li>開発事業を行う者の地位の承継は、容認後の合併、相続以外は認めない。</li> <li>農薬使用については、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を遵守しなければならない。</li> <li>ゴルフ場の会員の募集は、原則として工事完了後に行うものとする。</li> </ol>
-----	---